

3 利用者の状況

(1) 利用者1人当たり利用回数

平成30年9月中の利用者1人当たり利用回数をみると、訪問介護が19.0回、通所介護が8.7回となっている（表8）。

表8 利用者1人当たり利用回数（詳細票）

	各年9月	
	利用者1人当たり利用回数 ¹⁾	
	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)
介護予防サービス事業所		
（訪問系）		
介護予防訪問入浴介護	4.1	4.3
介護予防訪問看護ステーション ²⁾	4.6	4.7
（通所系）		
介護予防通所リハビリテーション	5.4	5.7
介護老人保健施設	5.7	6.0
介護医療院	5.7	・
医療施設	5.2	5.5
（その他）		
介護予防短期入所生活介護 ^{3) 4)}	5.5	5.3
介護予防短期入所療養介護 ⁴⁾	4.9	4.9
介護老人保健施設	5.0	4.8
介護医療院	-	・
医療施設	4.2	5.3
地域密着型介護予防サービス事業所		
介護予防認知症対応型通所介護	5.5	5.3
介護予防小規模多機能型居宅介護	18.0	17.8
居宅サービス事業所		
（訪問系）		
訪問介護	19.0	19.7
訪問入浴介護	4.8	5.0
訪問看護ステーション ⁵⁾	6.7	6.9
（通所系）		
通所介護	8.7	9.1
通所リハビリテーション	7.7	8.2
介護老人保健施設	8.0	8.4
介護医療院	7.0	・
医療施設	7.4	7.9
（その他）		
短期入所生活介護 ^{3) 4)}	10.3	10.2
短期入所療養介護 ⁴⁾	7.4	7.3
介護老人保健施設	7.3	7.2
介護医療院	7.7	・
医療施設	10.7	10.2
地域密着型サービス事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⁶⁾	99.0	97.8
夜間対応型訪問介護	6.1	7.1
地域密着型通所介護	7.6	8.1
認知症対応型通所介護	9.5	9.7
小規模多機能型居宅介護	35.6	35.5
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	41.5	39.4

注：平成30年は推計値によるものであり、平成29年との比較には留意が必要である。

1) 事業所ごとにみた「利用者1人当たり利用回数」である。

2) 「介護予防訪問看護ステーション」は、健康保険法等のみによる利用者を含まない。

3) 「(介護予防)短期入所生活介護」は、空床利用型の利用者を含まない。

4) 「(介護予防)短期入所生活介護」及び「(介護予防)短期入所療養介護」は、1人当たり利用日数である。

5) 「訪問看護ステーション」は、健康保険法等の利用者を含む。

6) 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、健康保険法等の利用者を含み、連携型事業所の訪問看護利用者を含まない。

(2) 訪問看護ステーションにおける利用者の状況

平成30年9月中の利用者の状況をみると、利用者1人当たり訪問回数は、介護予防サービスでは4.6回、介護サービスでは6.1回となっている。利用者1人当たり訪問回数を要介護（要支援）度別にみると、「要介護5」が7.9回と最も多く、要介護度が高くなるに従い訪問回数が多くなっている。1事業所当たり利用者数をみると、介護予防サービスでは8.8人、介護サービスでは43.4人、1事業所当たり延利用者数は、介護予防サービスでは40.4人、介護サービスでは262.8人となっている。（表9）

表9 要介護（要支援）度別利用者の状況（詳細票）

平成30年9月

	利用者1人当たり 訪問回数(回) ¹⁾	1事業所当たり 利用者数(人) ²⁾	1事業所当たり 延利用者数(人) ²⁾
介護予防サービス ³⁾	4.6	8.8	40.4
要支援1	3.9	2.9	11.3
要支援2	4.9	5.8	28.8
介護サービス ⁴⁾	6.1	43.4	262.8
要介護1	5.2	9.8	50.6
要介護2	5.6	11.2	62.7
要介護3	5.9	7.4	43.5
要介護4	6.5	7.0	45.4
要介護5	7.9	6.9	54.6

注：健康保険法等のみによる利用者を含まない。

1) 事業所ごとにみた「利用者1人当たり訪問回数」である。

2) 「1事業所当たり利用者数」及び「1事業所当たり延利用者数」は、利用者なしの事業所を除いて算出した。

3) 「介護予防サービス」は、要支援認定申請中を含む。

4) 「介護サービス」は、要介護認定申請中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携による利用者等を含む。